

「不掲載」とされた原稿

「こども園修理問題の質疑を聞いて」

こども園修理問題が、2度、議会で取り上げられた。しかし、その答弁に納得がいかない。雨漏り、壁の隆起、床の隆起までもが「軽微な瑕疵^{かし}であって欠陥ではない。」との答弁。瑕疵^{かし}とは欠陥や誤りを指す法律用語で、瑕疵^{かし}と欠陥は同じ意味だ。また、部位を考慮せず軽微と主張するのは、法律を度外視した答弁だ。品確法^{ひんかくほう}では、壁・床版・屋根等は、構造体力上主要な部分・雨水の侵入を防止する部分と定め瑕疵^{かし}担保責任を最大20年としている。（他の部位は2年）。今年の6月議会で、床の隆起が新たに29ヶ所指摘された。結局、隆起だけで52ヶ所になった。しかし、業者に対し「遺憾である」等の答弁はなく「責任を持って工事をして頂いている」「許容範囲」など業者の弁解に終始した。自分の家でも「許容範囲」と言うのだろうか。一連の答弁には到底納得できない。